

2) 再教育の対象者

- 再教育は、戒告以上の行政処分を受けた全ての看護師等及び再免許を受けようとする全ての看護師等を対象とすることが適当である。処分事由が医療過誤事案であるか否かを問わず、再教育の対象者は看護師等として職場に復帰する可能性がある者として、再教育の内容等について配慮する必要がある。

3) 再教育の内容等

- 行政処分を受けた看護師等に係る再教育の内容については、医療過誤により行政処分を受けた者の約7割程度が現場復帰していることを考慮して検討する必要がある。
- 再教育の実施方法は、集合研修と事案毎の個別性を踏まえて行う個別研修の二通りが考えられる。看護師等の場合は、医療過誤事案で処分を受けた者の業務停止期間が概ね6月以下であり、看護師等の業務特性に配慮した研修をするべきである。
- 1)の再教育の目的に鑑みると、再教育の内容は大まかに分けて看護師等の職業倫理に係る内容及び医療安全を含む看護技術に係る内容で構成される必要があり、処分の類型や業務停止期間に応じて、ふさわしい内容と方法(集合研修と個別研修等)で行われるべきである。(別紙参照)

具体的には、

- ◇ 集合研修では、原則として講義又はグループワーク等の形式で、看護師等としての職業倫理及び看護技術のうち医療安全に関連する内容について研修を行うこととし、全ての対象者が受けることとする。
- ◇ 個別研修は、業務停止処分以上の者が受けることとし、処分期間の長さに応じた期間、技術の安全を確認するための研修及び被処分者の処分事由に配慮した研修を行うこととする。これには、見学やシミュレーターを用いた演習、カンファレンスへの参加等を行うといった内容とすることが望ましいとした意見があった。一方で、業務停止期間との見合い等を踏まえると、業務停止処分が1年未満の者については、課題研究及び記述による報告とすべきであるとの意見もあった。以上を踏まえると、まずは、全ての者について「見学や演習等」を基本としつつ、業務停止

処分が1年未満の看護師等のうち、業務停止期間の長短や必要な研修の内容により、「課題研究及び記述による報告」とし、一定期間の後運用状況を検証の上、必要に応じ見直しを行うこととすべきである。

行政処分内容と再教育の類型

戒告	→集合研修1日程度
業務停止1年未満	→集合研修2日程度 ＋個別研修 20 時間程度又は課題研究及び 記述による報告
業務停止1年以上2年未満	→集合研修2日程度＋個別研修 80 時間程度
業務停止2年以上	→集合研修2日程度＋個別研修 120 時間程度

- 医療過誤を処分事由とする者とその他の者については、再教育の目的を考えると共通の研修内容も多く、また集合研修の実施面での実行可能性も考慮した場合、同一の内容の集合研修を実施することが適当である。
- また、処分事由となった医療過誤事案が個人の看護技術のみに帰する場合であれば、看護技術に係る研修を行うべきであることはもとより、医療提供体制等医療機関などの組織的な問題があった場合でも、当事者である看護師等に対しては基本的に看護技術に係る研修を課すことが、医療安全の観点から望ましいと考えられる。
- 委員からの報告によると、医療機関や職能団体では、医療過誤の当事者となった看護師等に対し、本人が精神的にも立ち直り、職場復帰できるまでに相当の期間支援をしているとのことであった。行政処分を受けた者に対して保助看法上の制度として行う研修は、こうした支援とは性格を異にするものであるが、当人の職場復帰を積極的に支援するための方策は別途、個々人の事情に応じて行われることが望ましいものであることを補足したい。

4) 再教育の実施時期

- 再教育は、行政処分の期間終了後に改めて看護師等の有資格者として業務に従事することを前提に行われるものである。そのため戒告や業務停止1月等の短期間の処分者については、業務に再度従事する前に研修を修了していることを可能とするため、集合研修については行政処分後速やかに(1ヶ月以内を目途)実施されることが望ましい。
- 個別研修において、業務独占行為を伴う実務研修については業務停止期間が終了した後にのみ可能であるが、見学やシミュレーターを用いた演習等の研修については業務停止期間であっても行い得るものであり、研修計画の立案に際してはこうした点にも留意すべきである。

5) 再教育の提供者

- いずれの場合においても、再教育の実施主体及び進行管理の責任を担うのは厚生労働大臣であるが、再教育の実施機関は以下のとおりとする。
 - ◇ 集合研修は、厚生労働大臣が定める行政機関あるいは医療関係団体等が担う。
 - ◇ 個別研修については、基本的には厚生労働大臣が定める行政機関、医療関係団体や医療機関等が担う。そのうち見学や演習等の研修については、修了後の就業の継続や精神的支援を得られやすいという点に鑑み、被処分者が所属する医療機関や被処分者の卒業した学校・養成所等で行うことも可能とする。所属の医療機関等がない被処分者についても、内容が適切なものとなるよう配慮する必要がある。

なお、処分事由に照らし適当と考えられる場合には、医療機関や教育機関以外で行うことも可能とすべきである

6) 助言指導者

- 見学や演習等の個別研修に際しては、職業倫理、看護技術のいずれにおいても、被処分者の状況に応じて適切な研修内容とするため、個別の状況に応じて適切な指導、助言を行う助言指導者を選任する必要がある。

- 助言指導者は計画立案段階から被処分者を支援し、被処分者は助言指導者の指導、助言を受けて作成した個別研修計画書を、助言指導者の署名を受けた上で厚生労働大臣へ提出する。
- 助言指導者は、処分事由や個別研修を実施する機関の種類等に応じ、行政処分を受けた者の再教育を指導、助言するのに相応しい識見を有する者とするが、原則として看護師等の有資格者である必要がある。
- 医療機関が個別研修の実施機関となる場合には、助言指導者として当該医療機関の看護管理者や看護教育担当者、医療安全管理担当者等が想定され、また、被処分者が卒業した学校・養成所等が実施機関となる場合は、専任教員レベル以上の者が助言指導者となることが想定される。しかし、これらはいくまでも例示であり、これら以外の場合であっても差し支えない。
- 一方で、助言指導者に対しては、医療機関等の医療安全管理室や看護部門の教育委員会等の組織が、その指導、助言活動を支援する体制を構築していくことが望ましい。

7) 再教育修了の評価

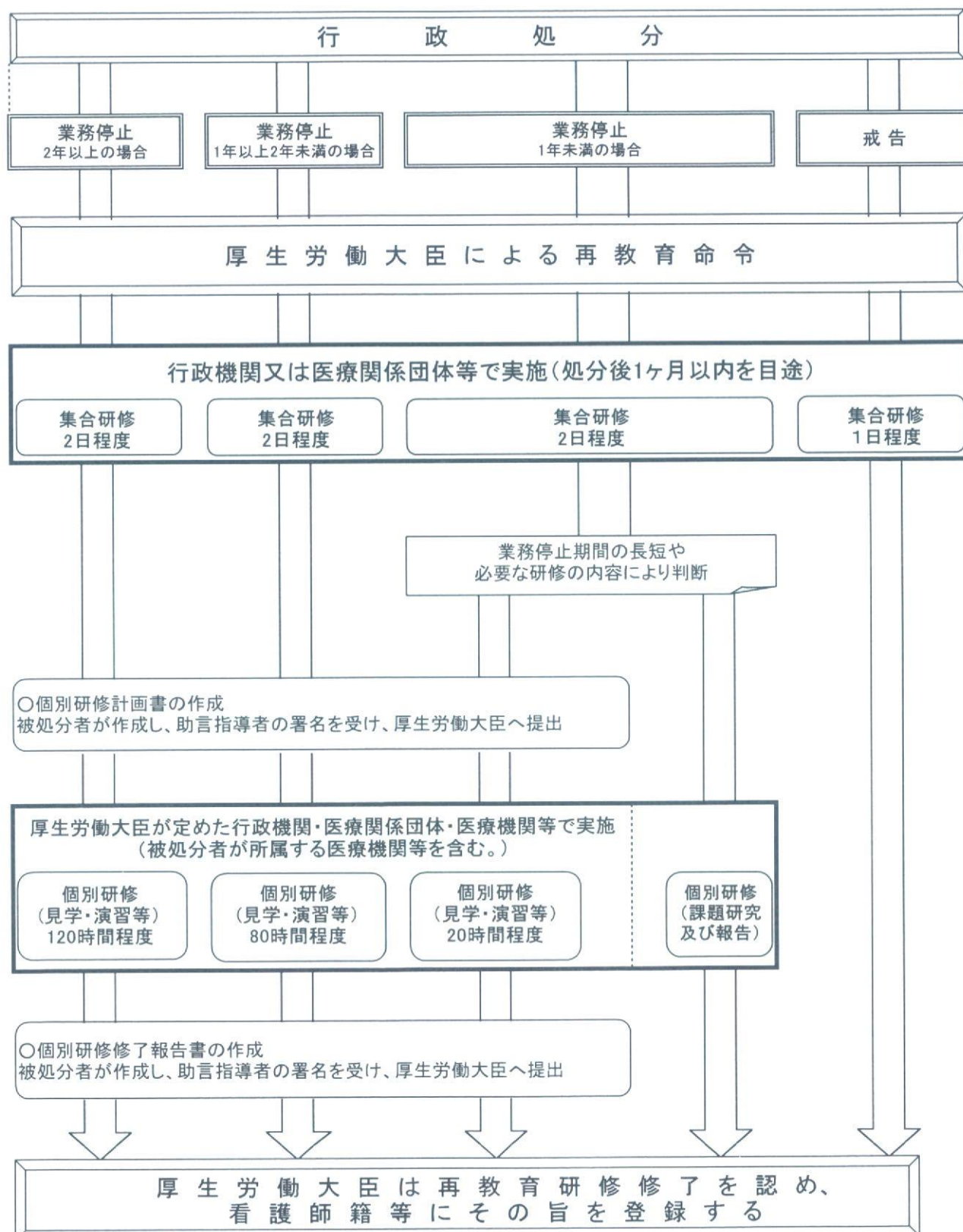
- 見学や演習等の個別研修の終了後、被処分者は個別研修修了報告書を作成し、助言指導者の署名を受けた上で厚生労働大臣へ提出する。厚生労働大臣は報告書の評価の上、再教育研修修了を認める。
- 再教育研修を修了した者については、厚生労働大臣はその申請により、再教育研修を修了した旨を看護師籍等に登録する。

8) その他

- 再教育にかかる費用については、原則被処分者が負担すべきものである。
- 厚生労働大臣から再教育を受ける旨の命令を受けた行政処分の被処分者が再教育を受けなかった場合には刑事罰の対象となる(保助看法第 45 条)。また、再教育を未修了の助産師は助産所の管理者になれないこととなる(医

療法(昭和23年法律第205号)第7条)。再教育制度の施行に際しては、こうした規定を適切に運用することで、再教育を受けずに業務を継続する被処分者が出る可能性を排除し、もって再教育制度への信頼を高めるようにすべきである。

行政処分を受けた保健師・助産師・看護師に対する再教育について



※ 刑事処分が執行されている最中の者の再教育は、当該処分終了後に実施する。

検討会開催状況

第1回 平成19年6月6日

- ・ 行政処分の事例について
- ・ 再教育の内容・方法等について

第2回 平成19年6月25日

- ・ 報告書骨子（案）について

第3回 平成19年7月18日

- ・ 報告書（案）について

検討会構成員

◎は座長

- | | | |
|---|--------|-------------------|
| ◎ | 井部 俊子 | 聖路加看護大学長 |
| | 牛島 康栄 | 独立行政法人国立病院機構埼玉病院長 |
| | 楠本 万里子 | 日本看護協会常任理事 |
| | 嶋森 好子 | 慶應義塾大学看護医療学部教授 |
| | 高橋 高美 | 武蔵野赤十字病院副院長・看護部長 |
| | 村田 幸子 | ジャーナリスト |
| | 我妻 学 | 首都大学東京法科大学院教授 |

敬称略（五十音順）

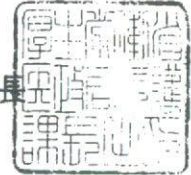


医政看第 0331001 号

平成 20 年 3 月 31 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局看護課長



行政処分を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師に対する
再教育研修の実施に係る留意事項について

保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）（以下「保助看法」という。）の一部改正により、行政処分を受けた保健師、助産師、看護師（以下「保健師等」という。）及び准看護師に対して、再教育研修（以下「再教育」という。）を実施するとされたことを受け、「行政処分を受けた保健師・助産師・看護師及び准看護師に対する再教育研修の実施について」（平成 20 年 3 月 31 日医政発第 0331013 号）を通知したところであるが、その実施に当たっての留意事項について、下記のとおり取りまとめたので通知する。

貴職におかれては、下記の内容を御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関及び関係団体等に周知願うとともに、准看護師に対して実施する再教育との連携について協力願いたい。

記

1. 再教育を修了した旨の保健師籍、助産師籍又は看護師籍への登録等

再教育を修了した保健師等が、再教育を修了した旨の保健師籍、助産師籍又は看護師籍（以下、「保健師等籍」という。）への登録に係る申請等は次のとおりとする。

（1）再教育研修修了証の交付

厚生労働大臣は再教育を修了した保健師等に対して、再教育研修修了証（以下、「修了証」という。）を交付する。

（2）修了証を受けた保健師等のうち、保健師、助産師又は看護師の免許を複数所持する保健師等は、免許毎に、再教育研修修了登録証申請書（以下、「申請書」という。）を提出することとなる。なお、申請に係る手数料は、1 免許当たり 3,100 円とする。

(3) 集合研修（1日対象者）を修了した保健師等

集合研修を修了した保健師等は、集合研修の際に配布される申請書の該当事項を記載し、手数料に相当する収入印紙を貼付の上、研修終了時に厚生労働省医政局看護課再教育担当（下記記載を参照のこと。）に提出すること。

(4) 課題研修又は個別研修を修了した保健師等は、集合研修の際に配布される申請書の該当事項を記載し、保健師等免許証の写しと当該対象者に交付される修了証の写しを添付し、更に手数料に相当する収入印紙を貼付の上、厚生労働省医政局看護課再教育担当に提出すること。

(5) 厚生労働大臣は、申請書を提出した保健師等に対して、当該保健師等の再教育の修了を確認の上、当該保健師等籍に再教育を修了した旨の登録が済み次第、再教育研修修了登録証（以下、「登録証」という。）を交付する。

(6) 准看護師免許を所持する保健師等が、再教育を修了した旨の准看護師籍への登録を申請する場合は、当該対象者に交付される修了証の写しを添付し、当該対象者の行政処分を担当した都道府県に連絡の上、当該対象者の准看護師籍のある都道府県に対して申請書を提出すること。

なお、申請に係る方法、様式、手数料等は都道府県により異なるので必ず確認すること。

2. 助言指導者の選任

個別研修を受けようとする保健師等（以下、「個別研修対象者」という。）は、研修に当たり、助言・指導等を行う者を選任の上、厚生労働大臣の指名を受けなければならない（以下、厚生労働大臣の指名を受けた者を「助言指導者」という。）が、助言指導者の選任は次のとおりとする。

(1) 個別研修対象者は、助言指導者として適した者（以下、「助言指導者候補者」という。）に対して、事前に就任依頼等を行い、ある程度特定できている場合は、その旨を厚生労働省医政局看護課再教育担当に連絡すること。その際、厚生労働省から助言指導者候補者に対して、助言指導者の役割等を説明し理解を得ることとしているため、個別研修対象者は助言指導者候補者に厚生労働省医政局看護課再教育担当より別途連絡があることを伝達しておくこと。

(2) 助言指導者候補者は、助言指導者となることを承諾した場合は、別紙の助言指導者指名承諾書（以下、「承諾書」という。）に記名押印又は署名し、厚生労働省医政局看護課再教育担当に提出すること。

(3) 厚生労働大臣は、承諾書を提出した助言指導者候補者について、助言

指導者として指名する。

なお、助言指導者を複数選任する場合にあっても、上記（１）～（３）の手続きを行うこと。

（４）個別研修対象者の身近に助言指導者候補者がいない場合は、その旨を厚生労働省医政局看護課再教育担当宛に連絡し、相談すること。

３．個別研修実施機関の選定

個別研修対象者は、現場に復帰後、国民に対し安心、安全で、質の高い医療及び看護を提供することを目的に、自ら研修を行う機関（個別研修実施機関）を選定することが望ましい。

４．その他

- ・ 再教育に係る手数料（再登録手数料は含まない。）は、保健師等宛に後日郵送する納入告知書により所定の額を銀行等で支払うこと。
- ・ 再教育に係る書類の提出、連絡先は下記のとおり。

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局看護課 再教育担当

電話 03-3595-2206（直通）

FAX 03-3591-9073

(別紙)

助言指導者指名承諾書

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

私は、(被処分者の氏名)に係る助言指導者の指名を受けることを承諾します。

記

氏 名	印
所 属 ・ 役 職	
所 在 地	〒 電話番号：
保健師籍登録番号	第 号
助産師籍登録番号	第 号
看護師籍登録番号	第 号

(記入要領)

1. 氏名は、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
2. 承諾する者が、保健師、助産師、看護師のいずれでもない場合には、保健師籍、助産師籍、看護師籍登録番号の欄は空欄にしておくこと。

受理年月日
平成 年 月 日



医政発第 0331013 号
平成 20 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

行政処分を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師に対する
再教育研修の実施について

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号）において保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）（以下「保助看法」という。）の一部改正が行われ、安心、安全な医療の提供、国民の医療に対する信頼を確保するため、行政処分を受けた保健師、助産師、看護師（以下「保健師等」という。）及び准看護師に対して、再教育研修（以下「再教育」という。）を実施することとされたところであるが、今般、その具体的な内容等について、下記のとおり取りまとめたので通知する。

なお、この通知中、准看護師に対する再教育に係る部分は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

貴職におかれては、下記の内容を御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関及び関係団体等に周知願いたい。

記

1. 再教育

保健師等に対する再教育は厚生労働大臣、准看護師に対する再教育は都道府県知事の命令に基づき行われるものである。

2. 再教育の対象者

再教育の対象者となるのは、平成 20 年 4 月 1 日以降に戒告処分及び業務停

止処分を受けたすべての保健師等及び准看護師並びに取消処分後に手続きを経て保健師等又は准看護師の再免許を受けようとする者である。

3. 再教育の内容等

再教育は、下記の（１）の区分に従い、対象となるすべての保健師等及び取消処分後に手続きを経て保健師等の再免許を受けようとする者に対する集合研修、業務停止処分を受けた保健師等に対する課題研修、業務停止処分を受けた保健師等及び取消処分後に手続きを経て保健師等の再免許を受けようとする者に対する個別研修を行うものである。

なお、准看護師の再教育の内容は、「9. 准看護師の再教育の内容等について」のとおりとする。

（１） 保健師等の再教育の内容は、職業倫理に係る内容及び医療安全を含む看護技術に係る内容とし、研修の形態は、原則として、以下のとおりとする。

- | | |
|--|-------------------------------|
| ① 戒告処分を受けた保健師等 | <u>集合研修</u> |
| ② 業務停止 1 年未満の処分を受けた保健師等 | <u>集合研修及び個別研修又は集合研修及び課題研修</u> |
| ③ 業務停止 1 年以上の処分を受けた保健師等及び取消処分後に
手続きを経て保健師等の再免許を受けようとする者 | <u>集合研修及び個別研修</u> |

（２） 再教育に係る手数料（再教育を修了した旨の保健師籍、助産師籍又は看護師籍（以下、「保健師籍等」という。）への登録申請手数料は含まない。）は、以下に定める額とし、再教育の対象者は、集合研修終了後、該当する手数料を納付しなければならない。

- | | |
|---|-----------------|
| ① 戒告処分を受けた保健師等 | <u>7,850 円</u> |
| ② 業務停止処分を受けた保健師等及び取消処分後に
手続きを経て保健師等の再免許を受けようとする者 | <u>15,700 円</u> |

4. 集合研修

集合研修は、再教育の対象者すべてに対し、以下のように行う。

（１） 研修期間

集合研修の期間は、原則として、以下のとおりとする。

- | | |
|---|------------|
| ① 戒告処分を受けた保健師等 | <u>1 日</u> |
| ② 業務停止処分を受けた保健師等及び取消処分後に
手続きを経て保健師等の再免許を受けようとする者 | <u>2 日</u> |

(2) 研修内容

集合研修の内容は、職業倫理及び看護技術のうち医療安全に関連する内容等とする。

5. 課題研修

課題研修は、業務停止1年未満の処分を受けた保健師等の中で、業務停止期間が短期間である者及び処分事由が看護技術に直接関係しない者（以下、「課題研修対象者」という。）に対し、以下のように行う。

(1) 研修内容

課題研修の内容は、当該課題研修対象者が、現場に復帰後、国民に対し安心、安全で、質の高い医療及び看護を提供することに資するものとする。

(2) 課題研修修了報告書の提出

課題研修対象者は、課題研修修了後、氏名、生年月日、保健師籍等の登録番号・登録年月日（取消処分後に手続きを経て保健師等の再免許を受けようとする者を除く。）、課題研修の内容、その他必要な事項を記載した課題研修修了報告書を作成し、原則として、業務停止処分が終了する日の30日前までに厚生労働大臣まで提出すること。

なお、業務停止処分が3月以下の場合、業務停止処分が終了する日の原則として14日前までに提出することとする。

課題研修修了報告書が適切と認められる場合、厚生労働大臣は課題研修修了証を交付する。

6. 個別研修

個別研修は、業務停止処分を受けた保健師等（課題研修対象者は除く。）（以下、「個別研修対象者」という。）及び取消処分後に手続きを経て保健師等の再免許を受けようとする者に対し、以下のように行う。

(1) 研修時間

個別研修の時間は、原則として、以下のとおりとする。

- ① 業務停止1年未満の処分を受けた保健師等のうち、
課題研修対象者以外の者 20時間以上
- ② 業務停止1年以上2年未満の処分を受けた保健師等 80時間以上
- ③ 業務停止2年以上の処分を受けた保健師等及び取消処分後に
手続きを経て保健師等の再免許を受けようとする者 120時間以上

(2) 研修内容

個別研修の内容は、見学やシミュレーターを用いた演習、カンファレンスへの参加、ボランティア活動等、当該個別研修対象者が、現場に復帰後、国民に対し安心、安全で、質の高い医療及び看護を提供するために役立つものとするが、免許の停止中又は失効した者であるので、業務独占行為を伴う実務研修は行うことができないものである。

(3) 助言指導者の選任

個別研修を受ける場合、個別研修対象者は個別研修対象者に対して、助言、指導等を行う者を選任の上、厚生労働大臣の指名を受けなければならない。(以下、当該厚生労働大臣の指名を受けた者を「助言指導者」という。)

(4) 助言指導者の要件

- ① 個別研修対象者と親族関係にない者であること。
- ② 保健師等免許取得後5年以上経過している者であること。
- ③ 助言、指導等を行うのに必要な知識・技術を有し、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 医療機関の看護管理者や看護教育担当者、医療安全管理担当者等。
 - イ 個別研修対象者が卒業した学校養成所等において、専任教員レベル以上の者
 - ウ 看護関係団体の卒後教育担当者等
 - エ 上記に掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認められる者

ただし、助言指導者を複数選任する場合は、上記の①から③までの全ての要件を備えた助言指導者を必ず1人选任すれば足りることとするが、要件①については、他の助言指導者も必ず満たさなければならないものとする。

また、個別研修計画書及び個別研修修了報告書への署名は上記の全ての要件を備えた助言指導者が行うこととする。

なお、助言指導者に対しては、医療機関等の医療安全管理室や看護部門の教育委員会、学校長や看護関係団体の長等が組織として支援することが望ましい。

(5) 個別研修計画書の作成等

個別研修対象者は、助言指導者の協力を得て、氏名、生年月日、保健

師籍等の登録番号・登録年月日（取消処分後に手続きを経て保健師等の再免許を受けようとする者を除く。）、個別研修の内容、個別研修の実施期間、助言指導者の氏名等を記載した個別研修計画書を作成し、当該計画書の内容が適切である旨の助言指導者の署名を受けた上で、原則として、個別研修を開始しようとする日の 30 日前までに厚生労働大臣まで提出すること。

なお、当該計画書の内容が適切でない認められる場合には、厚生労働大臣が当該計画書の内容の変更を命じることがある。

(6) 個別研修修了報告書の提出

個別研修対象者は、個別研修を修了後、氏名、生年月日、保健師籍等の登録番号・登録年月日（取消処分後に手続きを経て再免許を受けようとする保健師等を除く。）、個別研修の内容、個別研修の開始・修了年月日、助言指導者の氏名及びその他必要な事項を記載した個別研修修了報告書を作成し、当該対象者が個別研修を修了したものと認める旨の助言指導者の署名を受けた上で、原則として、業務停止処分が終了する日の 60 日前までに厚生労働大臣まで提出すること。

個別研修修了報告書が適切と認められる場合、厚生労働大臣は個別研修修了証を交付する。

7. 再教育を修了した旨の保健師籍等への登録

(1) 登録の申請手続

再教育を修了した保健師等が、再教育を修了した旨の保健師籍等への登録の申請を行う場合には、政令で定める額の手数料 3,100 円に相当する収入印紙を貼付した申請書に保健師等免許証の写しを添付した上で、厚生労働大臣まで提出することとする。

なお、課題研修及び個別研修対象者が申請を行う場合にあっては、保健師等免許証の写しに加えて、当該対象者に交付する研修修了証の写しを添付すること。

(2) 留意事項

再教育の命令を受けた保健師等であって、再教育を修了した旨の保健師籍等への登録を受けていない者については以下のような取扱いとする。

- ① 再教育を受けなかった保健師等については、保助看法第 45 条第 1 項に基づき、50 万円以下の罰金刑の対象となる。

- ② 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条に基づき、再教育未修了の助産師は、助産所の管理者になることができない。

8. 再教育の対象者に対する弁明の機会の付与等

再教育の対象者に対しては、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の規定により不利益処分についての弁明の機会を付与する必要があるが、再教育に係る弁明の機会の付与については、当該対象者に対する保助看法第 15 条第 14 項の規定に基づく行政処分に係る意見の聴取又は弁明の聴取と併せて行うこととする。

9. 准看護師の再教育の内容等について

准看護師に対する再教育については、保助看法第 15 条の 2 第 2 項、4 項及び 5 項並びに保助看法第 16 条の規定に基づき都道府県が実施するものとする。なお、准看護師に対する再教育の実施については、保健師等の再教育の実施方法等を参考とされたい。

（1）再教育の内容

准看護師に対する再教育は、倫理研修と技術研修を行うものであるが、再教育の具体的な内容については、都道府県知事が定めるものである。

（2）手数料

手数料については、都道府県知事が定める額を納付すること。

（3）再教育を修了した旨の准看護師籍への登録

登録の申請手続きについては、保健師等と同様とし、都道府県知事へ提出すること。

再教育の命令を受けた准看護師であって、再教育を修了した旨の准看護師籍への登録を受けていない者についての取り扱いは保健師等と同様とする。

10. 関係通知の一部改正

「医師、歯科医師及び保健師等に対する不利益処分に係る意見の聴取等の実施について」（平成 7 年 11 月 21 日健政発第 905 号）の一部を別紙 1 のとおり改正し、「医師又は歯科医師に対する再教育研修の実施について」（平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330002 号）の一部を別紙 2 のとおり改正する。

(参考)

○ 再教育研修期間等

	対 象	研修期間及び報告書
集合研修	戒告処分を受けた保健師等	1日
	業務停止処分を受けた保健師等及び取消処分後に手続きを経て保健師等の再免許を受けようとする者	2日
課題研修	業務停止1年未満の処分を受けた保健師等の中で業務停止期間が短期間である者及び処分事由が看護技術に直接関係しない者	報告書の提出期限は、原則、業務停止処分終了日30日前、業務停止処分が3月以下の場合14日前
個別研修	業務停止1年未満の処分を受けた保健師等のうち課題研修対象者以外の者	20時間以上
	業務停止1年以上2年未満の処分を受けた保健師等	80時間以上
	業務停止2年以上の処分を受けた保健師等及び取消処分後に手続きを経て保健師等の再免許を受けようとする者	120時間以上

○ 個別研修計画書及び報告書の提出期限等

区分	内 容	提 出 期 限
計画書	氏名、保健師籍等の登録番号、研修内容、研修実施期間、助言指導者の氏名、署名 等 (本文通知を参照)	原則、個別研修開始日30日前
報告書	氏名、保健師籍等の登録番号、研修内容、研修の開始・修了年月日、助言指導者の署名 等 (本文通知を参照)	原則、業務停止終了日60日前

○ 再教育に係る手数料

区 分	手 数 料
戒告処分を受けた保健師等	7,850円
業務停止処分を受けた保健師等及び取消処分後に手続きを経て保健師等の再免許を受けようとする者	15,700円

○ 保健師籍等への登録申請手数料

区 分	手 数 料
再教育を修了した旨の登録申請	3,100円

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>意見の聴取等実施要領</p> <p>第一 趣旨</p> <p>医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）又は保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）の規定により都道府県知事等が行う意見の聴取及び弁明の聴取の手續については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）及び医師法、歯科医師法、<u>保健師助産師看護師法及び薬剤師法意見の聴取等手続規則</u>（平成七年厚生省令第六十号）その他関係法令の規定によるほか、この要領の定めるところによること。</p> <p>第二 事案の把握及び予定される不利益処分の通知</p> <p>医師法第七條第十六項（同法第七條の二第五項において準用する場合を含む。）、<u>歯科医師法第七條第十六項（同法第七條の二第五項において準用する場合を含む。）</u>又は保健師助産師看護師法第十五條第十四項（同法第十五條の二第七項の規定において準用する場合を含む。）に基づき、処分が予定される者及び処分の種類を厚生労働大臣から都道府県知事宛てに通知するので、貴職において、当該通知に基づき、第三又は第四に定めるところにより、意見の聴取又は弁明の聴取を行うこと。なお、<u>医師、歯科医師、保健師、助産師又は看護師</u>に対する免許取消等の処分に係る意見の聴取又は弁明の聴取と医師、<u>歯科医師、助産師又は看護師</u>に対する再教育研修命令に係る弁明の聴取は、同時に進行することとして差し支えないこと。</p>	<p>意見の聴取等実施要領</p> <p>第一 趣旨</p> <p>医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）又は保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）の規定により都道府県知事等が行う意見の聴取及び弁明の聴取の手續については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）及び医師法、<u>歯科医師法及び保健師助産師看護師法意見の聴取等手続規則</u>（平成七年厚生省令第六十号）その他関係法令の規定によるほか、この要領の定めるところによること。</p> <p>第二 事案の把握及び予定される不利益処分の通知</p> <p>医師法第七條第十六項（同法第七條の二第五項において準用する場合を含む。）、<u>歯科医師法第七條第十六項（同法第七條の二第五項において準用する場合を含む。）</u>又は保健師助産師看護師法第十五條第十四項に基づき、処分が予定される者及び処分の種類を厚生労働大臣から都道府県知事宛てに通知するので、貴職において、当該通知に基づき、第三又は第四に定めるところにより、意見の聴取又は弁明の聴取を行うこと。なお、<u>医師又は歯科医師</u>に対する免許取消等の処分に係る意見の聴取又は弁明の聴取と<u>医師又は歯科医師</u>に対する再教育研修命令に係る弁明の聴取は、同時に進行することとして差し支えないこと。</p>